

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 0 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第 4 号

瀬戸市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市市税の減免に関する規則（昭和 4 0 年瀬戸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(市民税の減免) 第 2 条 条例第 5 1 条第 1 項の規定により、市民税の納税義務者が次の表の減免対象者の欄に掲げる者に該当し、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに同条第 2 項の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に対し、その者に課する市民税額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。				(市民税の減免) 第 2 条 条例第 5 1 条第 1 項の規定により、市民税の納税義務者が次の表の減免対象者の欄に掲げる者に該当し、同表の減免申請期日の欄に掲げる期日までに同条第 2 項の規定による申請をした場合においては、市長は、必要があると認めるときに限り、その者に対し、その者に課する市民税額からそれぞれ同表の減免額の欄に掲げる額を減免する。			
番号	減免対象者	減免額	減免申請期日	番号	減免対象者	減免額	減免申請期日
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
(3)	6 月 3 0 日 (所得税法第 2 条第 1 項第 3 5 号に規定する特別農業所得者にあつては、1 0 月 3 1 日) 現在	前年中における総所得金額から当該年中における総所得金額の見		(3)	6 月 3 0 日 (所得税法第 2 条第 1 項第 3 5 号に規定する特別農業所得者にあつては、1 0 月 3 1 日) 現在	前年中における総所得金額から当該年中における総所得金額の見	

<p>において、前年中における総所得金額が250万円以下で当該年中における総所得金額の見込額が前年における総所得金額の2分の1以下に減少すると認められる者。<u>ただし、令和2年度分に限り、当該年中における総所得金額の見込額は、令和元年12月31日において適用されていた所得税法その他の所得税に関する法令等で定めるところにより算定するものとする。</u></p>	<p>込額を控除した金額を前年中の総所得金額で除して得た割合を前年中の総所得金額に対する所得割額に乗じて得た額の2分の1に相当する額。<u>ただし、令和2年度分に限り、当該年中における総所得金額の見込額は、令和元年12月31日において適用されていた所得税法その他の所得税に関する法令等で定めるところにより算定するものとする。</u></p>	<p>において、前年中における総所得金額が250万円以下で当該年中における総所得金額の見込額が前年における総所得金額の2分の1以下に減少すると認められる者</p>	<p>込額を控除した金額を前年中の総所得金額で除して得た割合を前年中の総所得金額に対する所得割額に乗じて得た額の2分の1に相当する額</p>
<p>&lt;省略&gt;</p>	<p>&lt;省略&gt;</p>	<p>&lt;省略&gt;</p>	<p>&lt;省略&gt;</p>
<p>2から4まで &lt;省略&gt;</p>		<p>2から4まで &lt;省略&gt;</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。